

改正

平成26年 4 月 1 日要綱第99号

武蔵野市水道部工事成績評定要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、武蔵野市水道部が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、公正かつ適切な評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成を行い、もって公共工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定は、1 件の契約金額が500万円以上の工事について行うものとする。ただし、次に掲げる工事については、評定を省略することができる。

- (1) 水道管撤去等の工事
- (2) 災害等に伴う緊急工事

(評定者)

第 3 条 評定をする者（以下「評定者」という。）は、武蔵野市水道事業会計規程（昭和42年 7 月武蔵野市水道部管理規程第 3 号。以下「規程」という。）第123条第 1 項の監督を命ぜられた職員及び規程第124条第 1 項の検査員とする。

(評定の時期)

第 4 条 評定者は、工事の完了検査が終了した後、速やかに評定を行う。

(評定の方法)

第 5 条 評定者は、工事ごとに、別に定める工事成績評定表及び工事成績評定項目別評定表（次条において「評定表」という。）により評定を行う。

(評定結果の取りまとめ)

第 6 条 工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）は、評定者による評定の結果を取りまとめ、評定表及び別に定める工事成績評定報告書（次条第 1 項において「評定表等」という。）に記録する。

(評定結果の報告)

第 7 条 工事主管課長は、評定の結果について、評定表等により、速やかに水道部総務課長（以下「総務課長」という。）及び規程第124条第 1 項に規定する検査員のうち管理者が指定する者に報

告しなければならない。

- 2 総務課長は前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容について、速やかに水道部長に報告しなければならない。

(評定結果の通知)

第8条 総務課長は、前条第1項の規定による報告があったときは、当該評定の結果について、別に定める工事成績評定通知書により、速やかに当該工事の受注者に通知しなければならない。

(評定結果についての説明)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、評定の結果に疑義がある場合は、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に、総務課長に対し、書面により説明を求めることができる。

- 2 総務課長は、前項の規定により説明を求められた場合は、工事主管課長と協議のうえ、速やかに書面により当該説明を求める者に回答するものとする。

(意見等の申立て)

第10条 前条第2項の規定による回答書を受けた者は、回答の内容に意見又は疑義がある場合は、当該回答書を受け取った日の翌日から14日以内に、管理者に対して書面をもって意見又は疑義の申立てをすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定による申立てがあったときは、当該申立てに厳正かつ公正に対応するため、武蔵野市水道部工事成績評定に係る意見等申立て審査委員会（以下「委員会」という。）へ付議し、その意見を徴するものとする。

- 3 管理者は、委員会の意見を踏まえ、第1項の申立てを行った者に対し、速やかに書面により回答するものとする。

(評定の見直し)

第11条 管理者は、委員会から評定を見直すべき旨の意見を受けたときその他特に評定を見直す必要があると認めるときは、監督員又は検査員に評定の見直しを指示するものとする。

- 2 前項の規定により評定を修正する場合は、第6条から第8条まで及び次条の規定を準用するものとする。

(武蔵野市水道部指名業者選定委員会への報告)

第12条 総務課長は、評定の結果について、別に定める工事成績評定一覧表を作成し、武蔵野市水道部指名業者選定委員会設置要綱（平成14年8月1日施行）第1条の委員会に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評定について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に完了する請負工事について適用し、同日前に完了した請負工事については適用しない。

付 則（平成26年4月1日要綱第99号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に完了する工事から適用し、同日前に完了した工事については、なお従前の例による。